

# 関東信越税理士会 熊谷支部 11 月例会次第

日時 令和6年11月13日(水)  
午前10時30分～  
場所 熊谷市立文化会館

## 1. 会務報告

- |                |                     |                |
|----------------|---------------------|----------------|
| (1) 10月11日(金)  | 関係機関との協議会・例会        | 於 熊谷市立文化会館     |
| (2) 10月11日(金)  | 研修会・定額減税研修          | 於 熊谷市立文化会館     |
| (3) 10月21・22   | 市原忠男会員通夜・告別式        | 於 セレモニーホールゆうえん |
| (4) 10月23日(水)  | 第42回親睦野球・ソフトボール大会   | 於 大宮けんぼグラウンド   |
| (5) 11月 1日(金)  | 正副支部長・地域長会議         | 於 支部事務局        |
| (6) 11月 1日(金)  | 綱紀監察・書面添付協議会        | 於 熊谷税務署        |
| (7) 11月 1日(金)  | 熊谷税務署との協議会          | 於 熊谷税務署        |
| (8) 11月 5日(火)  | 歩け歩け大会2024          | 於 北向観音及び善光寺    |
| (9) 11月 5日(火)  | 大里地区租税教育推進協議会役員会    | 於 埼玉県熊谷地方庁舎    |
| (10) 11月12日(火) | 「税を考える週間」税理士による無料相談 | 於 熊谷市立商工会館     |

## 2. 会務予定及び連絡事項

- 関係機関との協議会・例会  
日時 11月13日(水)午前10時30分～11時30分  
場所 熊谷市立文化会館
- 県北ブロック研修会  
日時 11月13日(水)午後1時00分～午後4時40分  
場所 熊谷市立文化会館  
内容 『相続税の重要事項の再確認』  
講師 税理士 岩下忠吾先生
- 令和6年度納税表彰式  
日時 11月15日(金)午後3時00分～  
場所 熊谷文化創造館さくらめいと
- 正副支部長・地域長会議  
日時 12月4日(水)午後2時30分～  
場所 支部事務局
- 熊谷税務署との協議会  
日時 12月4日(水)午後3時45分～  
場所 熊谷税務署
- 熊谷法人会青年部会との合同研修会  
日時 12月4日(水)16時15分～17時15分  
場所 埼玉グランドホテル深谷

## 3. その他の協議報告事項

## 4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

## 5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

《退会》

大山 亨(令和6年10月16日業務廃止)

《転出》

相澤 優(令和6年10月30日より佐久支部所属)

〒385-0022 佐久市岩村田3162-25・2階B

税理士法人武田事務所 佐久軽井沢支店

熊谷支部 会員数162名

## 6. 次回例会予定

日時 12月13日(金)午後4時00分～5時00分 関係機関との協議会・例会  
午後5時00分～7時00分 忘年会

場所 キングアンバサダーホテル熊谷

※

キングアンバサダーホテル Wi-Fi のパスワード【king1991】

## 7. 次回研修会予定

日時 12月13日(金)午後2時50分～午後3時55分

場所 キングアンバサダーホテル熊谷

内容 \*RIZAP オンデマンド型セミナー スタートアップ編  
(自分のバランス力や柔軟性をチェック、老若男女を問わず参加いただけます)

\*『手形・小切手の全面電子化について』埼玉りそな銀行 プロセス改革部 駒井氏  
単位 2.5単位

## 8. ホームページ

熊谷支部 パスワード：kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>



県連 ユーザー名：member パスワード：skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名・パスワード共に：taxnz

本会 ユーザー名・パスワード共に：kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名：zei パスワード：szeikyo3111

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

## 9. その他

\*今後の例会日日程を掲載しました。(令和6年11月現在) 予定ですので変更になる場合もあります

1月例会	1月15日(水)	熊谷市立文化会館	午前 9時30分～
2月例会	2月7日(金)	マロウドイン熊谷	午前10時30分～
3月例会	3月24日(月)	キングアンバサダーホテル	午後 2時00分～

e-Tax・eLTAXの利用を推進しましょう。

令和6年11月13日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支 部 長 中野敦夫  
副 支 部 長 中村武司  
地 域 長 森戸 裕  
支部国保長 増田俊樹  
研 修 部 長 林 正浩

## 税理士会36時間規定研修 令和6年度例会時支部研修会のご案内

拝啓 菊薫る今日このごろ、会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

### 記

日時 令和6年12月13日（金）午後2時50分～3時55分

受付 午後2時30分～

場所 キングアンバサダーホテル熊谷

内容 2時50分～3時35分 RIZAP オンデマンド型 健康セミナースタートアップ編  
・自分のバランス力や柔軟性をチェック  
・老若男女問わず参加いただけるセミナーです

3時40分～3時55分 『手形・小切手の全面電子化について』  
埼玉りそな銀行 プロセス改革部 駒井氏

単位 2.5単位

令和6年11月13日

会 員 各 位

支部長 中野敦夫

副支部長 富井晴夫

綱紀監察部長 安原宣彦

## 税理士法及び会則遵守について

会員の皆様におかれましては、税理士法・会則等を今一度読み返し、自らの業務の公共性と職責の重要性（税理士法第1条）を改めて認識の上、厳正な綱紀の保持に努められるとともに、適正に業務を遂行されるよう切望いたします。

### 1 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等について

税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数〈国税庁ホームページ〉（単位：件）

会計年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
処分等件数	43	22	21	13	38
禁止	14	4	5	4	5
停止	29	18	16	9	33
戒告	0	0	0	0	0

### 2 令和6年4月1日以降の税理士・税理士法人に対する懲戒処分等について

（令和6年8月12日現在〈国税庁ホームページ〉関東信越税理士会処分税理士抜粋）

令和6年6月に行われた懲戒処分は、全国で38件となり、過去10年間で最も多い件数となっております。令和6会計年度の懲戒処分等の件数は、令和元会計年度及び令和5会計年度を上回る虞があります。

長野県 ○税理士

処分の内容：令和6年6月14日から税理士業務の禁止

（官報掲載：令和6年6月28日）

処分の内容となった行為又は事実の概要

○故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、未完成の工事に係る労務費を完成工事原価に振り替えることにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

長野県 T税理士

処分の内容：令和6年6月13日から8月の税理士業務の停止

(官報掲載：令和6年6月28日)

処分の内容となった行為又は事実の概要

○信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、業務委託費等を過大計上することにより、所得金額の申告漏れを生じさせた。

また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

埼玉県 M(A) 税理士

処分の内容：令和6年6月13日から1年7月の税理士業務の停止

(官報掲載：令和6年6月28日)

処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。

また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

(2) 信用失墜行為（業務け怠）

被処分者は、関与先である複数者の所得税並びに消費税及び地方消費税、複数社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書について、これらの申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠り、その結果、関与先に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。

(3) 帳簿作成義務違反

被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

埼玉県 M(Y) 税理士

処分の内容：令和6年6月11日から7月の税理士業務の停止

(官報掲載：令和6年6月28日)

処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 信用失墜行為（業務け怠）

被処分者は、関与先である複数者の所得税並びに消費税及び地方消費税、複数社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書について、これらの申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠り、その結果、関与先に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。

(2) 帳簿作成義務違反

被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

## R6 書面添付制度に関するアンケート結果集計

1. 書面添付をしたことがありますか。

ある 19人                      ない 11人

2. あると答えた方 税目は何ですか（複数回答可）

法人税 15人    所得税 8人    消費税 12人    相続税 14人    贈与税 3人

3. 普段の申告業務全体のうち、書面を添付している割合は概ねどれくらいですか。

60%以上 2人    40~50% 3人    30% 3人    20% 5人    10% 6人    ゼロ 7人

4. 上記1.で、「ない」と応えた方、又は積極的にはされていない方。何故、書面添付をしないのですか。（複数回答可）

時間がない7人    添付するメリットが無い5人    内容に責任を負えない8人

わざわざ情報を提供する必要はない                      何を書くかよくわからない

その他(署名押印する書面添付により獣化さん税賦課の材料にされる場合がある)

5. 上記1で「ある」と答えた方 意見聴取を受けて調査省略になった割合はどれくらいですか。

100% 1人、90% 1人、80% 1人、70% 1人、50% 7人、30% 2人、ゼロ 5人

6. 上記1で「ある」と答えた方 書面添付をするメリットはどこにあると感じていますか。（複数回答可）

意見聴取により調査省略 12人    税理士の責任範囲の明確化 7人    申告内容の適正化 12人

納税者や金融機関との信頼関係向上 6人    作成者(税理士及び職員)の実力向上 6人

その他(納税者の適正申告意識向上、備忘録として利用                      )

7. 令和6年4月1日提出分から様式が変更となり、また資産税用も用意され、それにより記載しやすくなったと感じますか

記載しやすくなった7人    変わらない13人    その他(相続税チケットで十分)

8. 書面添付制度の以下の事項に関し、ご自身の意見、当局への要望等、お考えをご記入下さい。

## 8-1 書面添付制度について

### 添付賛成派の意見

書面添付制度は、添付書面に確認書類等を記載することにより、税理士にとっては、その責任の範囲が明確となり、税務署にとっては、税理士がどこまで確認しているのかを把握でき、双方にとって有用な制度である。

意見聴取時から事前通知までの間の修正申告ができるなど、自主修正として柔軟に対応して頂けるので、一定のメリットはあると感じている。

良好な書面添付がされている場合は、調査移行する場合でも、調査日数を短縮するなど効率化を検討して欲しい。現状は意見聴取の為の時間が調査日数にプラスされる形となり、むしろ対応が必要な時間が増えている場合が少なくない。

特に相続税に関しては顧客と会う頻度が少ないため有用と考える。

### 添付反対派の意見

制度が普及しない理由の 1 つとして、書面に誤り（結果的に事実と違った）があった場合には、懲戒処分等ペナルティを受ける可能性があると考えている税理士もいるようである。また記載内容が十分でなかったり、書面添付を取りやめた場合は、かえって疑念を持たれるような気がする。

簿外取引や架空・水増経費などが行われていた場合、それらを認識していない税理士が記載している以上、どんなに詳細に記載したところで限界がある。

添付件数を増やすことは重要であるが、税務当局からすれば内容に乏しいあるいは的外れな記載が多いと、かえって業務効率が落ちるのではないかと思う。

自計化が進まないとなかなか難しいのではないか。

「相続税の申告のためのチェックシート」や「税理士法第 33 条の 2 の書面添付に係るチェックシート（相続税）」があれば十分ではないかと思う。

## 8-2 添付書面の記載内容について

### 添付賛成派の意見

過去に調査で指摘された点や、自分が調査官であれば気になるであろうところを事前に記載しておくとともに、その期に特殊な事情があり説明を要するであろうと思われる点を中心に記載している。

書面に記載してほしい論点や、過去に調査省略となった記載例などを研修会等で具体的に教えてほしい。また、業種別の記載例を更に増やすなど、税務当局としても、書面添付制度が普及されるような取組をしてほしい。

相続税や譲渡所得税等、難解もしくは説明を必要とする申告案件のみに限って書面添付を行っている。税務署側が疑問に思うところ、見解の相違があると税額に響くであろう箇所について、もれなく記載するようにしている。ある程度常識的な話は、省いても良いと思う。特に判断を要したところ、納税者からの質問内容等をきちんと記載すべきと考えている。特に相続税については被相続人の人生において経済的状況や背景が分かるように、くまなく書いている。

### 添付反対派の意見

記載事例は、素晴らしすぎ、このような全ての論点を漏れなく記載しなければならない書面を書くのは時間的、能力的に難しいと敬遠している会員も少なからずいるのではないかと感じた。また記載内容に責任を持てるほど、深く関与していないし、保証もできない。そのため添付はしないという意見もある。個人的には有用な事項が1つでも2つでも書かれていれば、それで立派な書面と考えられ、その一文があることによって調査省略や意見聴取自体回避できることもあり得ると考えるが、その理解が間違っていなければ、課税庁からもその辺を伝えたらもう少し件数が増えるのではないか。

## 8-3 意見聴取について

### 添付賛成派の意見

適正な申告書を作成しているつもりだが、指摘を受けることはあるので、その際に税理士が先に答えるなり、意見を言える意見聴取の制度は良いと思う。また意見聴取の際に税務署の観点や主張を聞くことができ、実際調査省略になるケースもあるので有意義と感じる。

コロナ禍において、税務署訪問ではなく、電話で対応して頂き、時間の節約になった。オンラインでも可能だろうし、このような効率的なやり方は今後も増やしていただきたいと思った。

意見聴取は当局で問題点があると思うから行うのであって調査省略を期待すべきではない

### 添付反対派の意見

意見聴取の結果で実地調査の移行の是非を決めているとは思えない。調査ありきの意見聴取を受けたと感じたことがあり、そのような場合には意見徴収は結果的に双方にとって時間の無駄になってしまい、意見聴取と調査と二度手間になってしまう。聴取前に調査に移行すると判断しているのであれば、意見聴取は実施せず、直接調査を実施するよう改正した方がよいという意見もある。

特管の意見聴取があったが、100%調査移行なので書面添付をしても意味がなかった。形式的な意見聴取なら意味がなく、時間の無駄なので調査する旨をはっきり伝えて欲しい。

また疑問点を明確にして聴取して欲しいと考えているが、そうではない場合もあり、何を知りたくて意見聴取を行っているのか、こちらはよくわからない場合もあった。意見聴取で事前に疑問点を明確に通知して頂いたり、追加資料の請求で対応したりと、せっかくの意見聴取を尊重する取扱いを期待したい。

税理士が課税庁にとって有用な書面を書く必要があるのはもちろんだが、調査省略の比率を高めなければ、結果的に普及するのは難しいと感じる。

## 参考

R5 年度 書面添付割合 国税庁

所得税 1.5% 相続税 24.3% 法人税 10.0%

令和6年11月13日

支部会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 中野敦夫

副支部長 中村武司

研修部長 林 正浩

関東信越税理士国民健康保険組合熊谷支部

支部国保長 増田俊樹

## 健康セミナーの開催について

～医療より予防、予防より健康づくり、健康こそ財産！！～

平素は熊谷支部国保事業に対しまして、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、関東信越税理士国民健康保険組合との共催で下記要領にて「健康セミナー」を実施いたします。つきましては、多数の参加をお待ち申し上げております。

また、当事業は当組合と RIZAP のタイアップ事業ですので奮ってご参加ください。

加えて、このセミナーは組合員以外の会員も参加可能です。

記

1.開催日時 令和6年12月13日(金) 午後2時50分開始 (受付 午後2時30分)

2.開催場所 キングアンバサダーホテル熊谷

3.内容 RIZAP オンデマンド配信 「スタートアップ編」

【自分のバランス力や柔軟性をチェック。老若男女問わず参加いただけるセミナーです】

4.申込方法 下記申込書にて、11月29日(金)までに、FAX で申込ください。

-----切り離さずこのまま FAX をお願いします-----

## 健康セミナー参加申込書

私は上記「健康セミナー」に

**参加します**

**参加しません**

どちらかを○で囲んでください

国保組合に加入しているか(任意)

**加入している**

**加入していない**

**不明**

会員名 \_\_\_\_\_

FAX 番号 521-9612

# 関東信越税理士国民健康保険組合 健康セミナー

受講無料

受講方法は「会場型」と「オンデマンド配信」  
ご都合に合わせて受講できます！

組合に未加入の税理士・職員・家族も受講可能です。  
会場型は意外に悩んでいらっしゃる方が多い「睡眠」です。  
「睡眠の質」なんて上げられるの？という方、ぜひ受講を。  
オンデマンド配信は配信期間中、何度でもご視聴可能ですのでぜひ、ご参加ください！

ご参加者様より

- とても勉強になった。知識面もプラスで良かった。
- 有益な情報が聞けて良かった。
- 出来る事から実践していきたいです。
- 普段意識はしていたが非常にためになりました。
- 大変有意義な研修をありがとうございました。

## ◆会場型セミナー「睡眠編」 RIZAPによる講義60分・運動30分 睡眠の質を上げる「食事・運動・生活習慣」快眠セミナー

各回先着  
50名様

①日時：令和6年11月9日(土) 午前10時00分～午前11時30分

場所：関東信越税理士国民健康保険組合 保健センター【さいたま市大宮区桜木町4-376-1】

②日時：令和6年11月11日(月) 午前10時00分～午前11時30分

場所：つくば国際会議場「多目的ホール」【茨城県つくば市竹園2-20-3】

◎申込期間◎ 令和6年9月1日～10月31日迄

※①②会場型をお申込みの方は「お申込み不要」で③のオンデマンド配信もご視聴頂けます。

## ◆オンデマンド型セミナー ※視聴するパソコン、スマートフォンのメールアドレスをご登録ください。

- ③ {
- 第1回配信：「睡眠編/講義64分」令和6年10月22日～11月22日迄  
【概要：睡眠の質を上げる「食事・運動・生活習慣」快眠のためのセミナーです】
  - 第2回配信：「スタートアップ編/42分」令和6年11月23日～12月22日迄  
【概要：自分のバランス力や柔軟性をチェック。老若男女問わず参加いただけるセミナーです】

◎申込期間◎ 令和6年9月1日～12月20日迄

## ◆申込方法：令和6年9月1日よりWEB申込み

- ①②③共に組合ホームページ新着情報「健康セミナー」申込フォームに必要事項を入力の上お申込ください。申込完了後、自動返メールをお送りします。
- ※団体でオンデマンド型セミナーをご視聴いただく場合は「代表者」がお申込みください。後日、組合からご連絡させていただきます。

●お問い合わせ：関東信越税理士国民健康保険組合 保健事業係 048-631-2211【内線：3】



組合ホームページQR

令和6年11月吉日

支部長  
支部福祉共済部長  
支部麻雀部長 各位

(仮称) 県連麻雀同好会  
発起人 大宮支部 河野 直行  
熊谷支部 寺山 智久  
川越支部 樋之口 猛  
東松山支部 関根 盛敏

## 第2回県連麻雀プレ大会（支部対抗戦）開催のご案内

拝啓

向寒の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

8月6日に行われました「第1回県連麻雀プレ大会」は好評のうちに幕を閉じ、今後県連事業として開催するための第一歩を踏み出すことができました。参加者の皆さまには大変感謝しております。その懇親会の席において「県でやるからには支部対抗戦が良いのでは」との意見を頂戴し、また、年度内にもう一度開催したいとの熱い思いから、下記日程で支部対抗戦を開催する運びとなりました。

対抗戦は3人一組のチーム戦を考慮しており、各支部で複数チームの登録も可能とします。また、支部でメンバーが揃えられない場合、他支部との連合チームも可能とします。大会ルールは前回同様ですが、一部修正しますので決まり次第お知らせいたします。

今回も有志の大会となりますが、支部対抗戦の形づくりをしたうえで、来年度以降県連行事にすべく取り組んで行きたいと考えております。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

敬具

記

日時 令和7年1月23日(木) 13:00～(18:00頃終了予定)  
終了後、懇親会を企画いたします

場所 大宮駅周辺の雀荘（前回のお店が移転縮小してしまったので改めます）

参加費 3,000円程度（懇親会費別、参加人数によって調整いたします）

※参加チーム数は最低8チーム最大16チームを想定しています。想定を超えた場合は調整させていただきます。

以上

申込書裏面 〇

申込期限 12月13日

県連麻雀プレ大会（支部対抗戦） 参加申込書

支部

↓代表者に○してください

先鋒氏名 懇親会 参加・不参加

中堅氏名 懇親会 参加・不参加

大将氏名 懇親会 参加・不参加

代表者連絡先電話番号

連絡先 e-mail

申し込みは mail、FAX 又は申し込みフォームをお願いします。

第2回県連麻雀プレ大会（支部対抗  
戦）参加申し込み



連絡先 河野 直行

電話 090-2483-3879

FAX 048-782-7540

mail [konokaikei@tkcnf.or.jp](mailto:konokaikei@tkcnf.or.jp)

↑申し込みフォーム

## 熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
1 1月 25日(月)	曾根和也	
1 1月 28日(木)	増田亮吉	
1 2月 2日(月)	茂木久裕	
1 2月 5日(木)	吉留良平	
1 2月 9日(月)	渡辺 保	
1 2月 12日(木)	渡辺雅江	
1 2月 16日(月)	久米真理子	
1 2月 19日(木)	櫻澤 敦	
1 2月 23日(月)	清水茂昭	
1 2月 26日(木)	高橋勤二	
1月 9日(木)	根岸太郎	
1月 13日(月)	村田克也	
1月 16日(木)	大谷宏一	
1月 20日(月)	小野澤克則	
1月 23日(木)	柿沼和歌枝	
1月 27日(月)	塩田哲也	
1月 30日(木)	清水一宏	
2月 3日(月)	瀧山英太	
2月 6日(木)	高橋幸一	
2月 10日(月)	長谷部好一	
2月 13日(木)	原 拓海	
2月 17日(月)	福島泰彦	
2月 20日(木)	森川裕介	
2月 24日(月)	内田拓志	

\* 電話相談になっています。午後 1 時 30 分～4 時。

\* 原則として予約制のため、予約の無い場合は事務所待機にて対応してください。

## 埼税協熊谷地域 11 月例会

令和 6 年 11 月 13 日(水)

### <会務報告>

令和 6 年 11 月 11 日(月) あんしん財団業務推進会議  
18 : 00～はっかい

### <会務予定>

令和 6 年 11 月 18 日(月) 第 6 回常務理事会・第 5 回地域長会  
14 : 30～パレスホテル大宮  
日税グループとの協議会  
15 : 30～パレスホテル大宮

令和 6 年 11 月 26 日(火) 提携企業との懇親会  
16 : 00～清水園

### <提携企業インフォメーション>

FPG

朝日生命

ジブラルタ生命